

第521回 茨城海区漁業調整委員会議事録

日 時	令和5年10月30日（月） 午後2時00分		
場 所	水戸市三の丸1-1-33 すいさん会館 5階 大会議室		
議 題	第1号議案 千葉・茨城相互入会漁業の許可の有効期間の短縮について（諮問）		
報告事項	(1)かじき釣（トローリング）大会の結果について (2)茨城県の遊漁のルールについて (3)TAC魚種の拡大について (4)ヒラメの資源動向について (5)鹿島灘はまぐりの資源動向について		
出席委員	1番 高濱 芳明 10番 岡田 英男 15番 宇佐美 正義 19番 吉田 彰宏	2番 飛田 正美 12番 長岡 浩二 16番 湯淺 一夫	7番 木村 勲 13番 日向野 純也 17番 関根 孝明
欠席委員	3番 磯前 昌宏 8番 村中 均 18番 根本 正明	5番 鈴木 稔 11番 青木 憲明	6番 根本 経子 14番 鈴木 正特
県側出席者	農林水産部 次長 兼 漁政課長 〃 漁政課 課長補佐 〃 〃 係長 〃 〃 主任 〃 水産試験場 場長 〃 〃 定着性資源部長 〃 〃 主任 〃 〃 技師 政策企画部地域振興課ひたちなか整備室 課長補佐 益子 学 〃 〃〃 主事 今橋 宏仁	川野辺 誠 鴨下 真吾 松井 俊幸 滑川 結香 海老沢 良忠 黒山 忠明 多賀 真 関根 和輝	
事務局	事務局長 副主査	岡部 勤 細金 正勇	
議事録署名人	12番 長岡 浩二 15番 宇佐美 正義		
議長	1番 高濱 芳明		

会議内容	開会 午後2時00分
岡部事務局長	[開会宣言] [資料確認] [高濱会長に挨拶を依頼]
高濱会長	<p>こんにちは。</p> <p>本日は、第521回の茨城海区漁業調整委員会の開催をご案内申し上げましたところ、委員の皆様におかれましては何かとお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、先週の23日に、連合海区協議会へ出席された委員の方々におかれましては、相手が千葉県ということもございまして少なからずピリピリ感がございましたが、お疲れ様でした。今週も委員会で、よろしくお願ひいたしたいと存じます。</p> <p>さて、前回8月の委員会からみますと季節が一気に進んできた感がございまして、新型コロナに加えてインフルエンザが流行していたり、茨城は今のところ大丈夫のようですが、クマが人里に出没したり、さらには世界情勢も不安定というところで、これらは同列に扱う事案ではないんですけど、少なからず冬に向けて心配な事が増えてきたと思うところです。</p> <p>最近の漁模様でございますけれど、本県小型船の秋シラス漁は、量的には昨年と同等の水揚げが続いているとのことで、気になる単価ですけど、好調が続いて、千円を超える日も見られているようでございます。今後も期待したくなる状況になっているのではないか、と思っております。</p> <p>本日の議題でございますけれど、「千葉・茨城相互入会漁業の許可の有効期間の短縮について」の諮問1題、それから報告事項といたしまして「夏のかじき釣り大会の結果」や「遊漁のルール」「TAC魚種の拡大」、さらには11月の委員会での諮問に向けて、水産試験場から「はまぐりとひらめの資源状況の報告」となっております。</p> <p>本日も、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。</p>
岡部事務局長	茨城海区漁業調整委員会会議規程第2条第2項により、会長が議長となることになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、早速始めたいと思います。事務局から出席委員の報告をお願いいたします。
岡部事務局長	はい。現委員17名のうち、現在の出席委員9名、欠席委員8名、欠席委員は3番の磯前委員、5番の鈴木稔委員、6番の根本経子委員、8番の村中委員、11番の青木委員、14番の鈴木正特委員、18番の根本正明委員となっております。日向野委員からは、到着が遅れる旨、御連絡を頂いております。
	現状でも過半数の委員の御出席を頂いておりますので、漁業法第145条の規定により、本日の委員会が成立していることを御報告いたします。

議長	はい、ただいま報告のとおり、本日の委員会は成立しております。 次に議事録署名人の選出ですが、会議規程第8条第2項の規定に基づき、私が から指名いたします。12番の長岡委員、15番の宇佐美委員にお願いいたします。
議長	それでは、議題に入ります。 はじめに、第1号議案「千葉・茨城相互入会漁業の許可の有効期間の短縮について」の諮問でございます。事務局、および漁政課から連合会区での協議結果と諮問の内容の説明をお願いいたします。
細金副主任	(資料1-2、1-3により説明、資料1-1 諒問文朗読)
滑川主任	(資料1-1から1-3により説明)
議長	ただ今の説明のあったことに関しまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。
(委員)	(特になし)
議長	特ないと思いますので、諮問の内容のとおりで差し支えない旨答申することに、御異議ございませんでしょうか。
(委員)	(「異議なし」の声)
議長	「異議なし」とのことですので、「原案のとおりで差し支えありません。」と県に答申することに決定いたします。
議長	それでは次に移ります。続いて報告事項です。報告事項「(1)かじき釣(トローリング)大会の結果について」、地域振興課、漁政課から説明願います。
益子補佐	(資料2-1により説明)
松井係長	(資料2-2により説明)
議長	はい、ありがとうございます。ただ今の説明に関しまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。
(委員)	(特になし)
議長	よろしいでしょうか。
(委員)	(「はい」の声)

議長	はい、それでは次に移ります。報告事項「(2)茨城県の遊漁のルールについて」でございます。漁政課から説明願います。
松井係長	(資料3により説明)
議長	はい、少々長い報告事項でございました。ただ今の説明に関して、御意見・御質問等あればお願ひいたします。
(委員)	(特になし)
議長	よろしいですかね。
(委員)	(「はい」の声)
議長	それでは次の報告事項に移ります。「(3)TAC魚種の拡大について」、漁政課から説明願います。
鴨下補佐	(資料4により説明)
議長	はい、ありがとうございました。TAC魚種の拡大についてということで、主にカタクチイワシがTAC管理の方向に進んでいるという話でございました。ただ今の説明に関して、御意見・御質問等ございましたらお願ひいたします。
2番 飛田会長代理	いいですか。
議長	はい、飛田委員。
2番 飛田会長代理	カエリとシラスが混じった場合ってどうなるんだろう。混じるのは混じるんだろうけど、それをどういうふうにして選別するのか。
鴨下補佐	選別するのではなくて伝票で入力するときに、例えば5割混じりとかいうような区分を付けて伝票を打ってもらうか、それとも打った数字に0.5をかけるとか、そういうやり方で県へ情報をあげてもらう仕組みを今から整理して、皆さんに提示したいと考えています。
2番 飛田会長代理	あと、カタクチイワシをTAC制にするっていうのは、なかなか大変だと思うよ。TAC管理にするっていうのは、どういうふうにやるのか。
鴨下補佐	今のところ、公式な発表ではありませんが、今の茨城県の小型船のカタクチイワシの採捕量から配分される量は、670トンくらいじゃないかといわれています。年間に獲られているのがそれより少ないので、TACを越えることは無いと思いますが、仮に数量配分が来て、上限や、枠が決まってしまった場合

	で、獲れすぎてしまった場合は採捕停止命令をかけたり、ということがおきます。
2番 飛田会長代理	これはまだわかんないということかな。
鴨下補佐	そうです。仮に確定した数字が国から来てしまつて、枠にはめられてしまつた場合はそういうことになりますけども、今のところ数量で来た場合でも越えないだろうし、数量で来ない可能性もありますので、大丈夫ではないかなと思います。ただし、今、カタクチが少ない時期なので、今の状態が将来もずっと同じかというと分かりません。資源が増えた場合は、茨城県の配分はもっと増える可能性もあります。その辺は資源評価の状況により、他県との枠の取り合いになりますけど、その辺の情報をきちんと皆さんに開示して混乱の無いようにしていきたいと思います。
2番 飛田会長代理	はい、どうも。
議長	ほかにございますか。
	はい、湯淺委員。
16番 湯淺委員	今、カタクチイワシの資源は非常に少ないです。前、10年ぐらい前だったらもう少し、配分や管理上の課題は違うんでしょう。その辺のことはどうなんですか。
鴨下補佐	そうですね、国の方は、今、資源が少ない中で少ない状況でもTACをはめてしまつたらば、急に増えたときに獲りたくても獲れなくなってしまう、それが一番漁業者の皆さんに齟齬ができてしまい、TACがうまく運用できない原因になるんではないかということを考えております。そういう増え始める兆し、きっかけなりを見つけたときには、その年のTACを大きく増やして追加で配分してということで困らないようにするというふうに言っています。ただ、運用はうまくいくかどうかは少々不安があります。
19番 吉田委員	(挙手)
議長	はい、吉田委員。
19番 吉田委員	変な質問になりますけど、サイズを分けるようなことはあるんですか。
鴨下補佐	現場ででしょうか。
19番 吉田委員	現場なのか県なのか。カエリのサイズを分ける作業の中で。
鴨下補佐	カエリはだいたい36ミリ程度で銀色になり出すと言うことで、36ミリという線を国は示していますけど、実際は現場の市場の方で銀色になっているか

なっていないかで判断してほしいということでございます。ですので、厳密にサイズで分けるというのではなくて、見た目で判断して欲しいと、それを選別して売るとか、そこまでは求めていません。数量として、国は大体と言っていますが、カエリがどれくらいの数量として獲られているかというのを県を通じて国に報告できるようになれば大丈夫ということでございます。

19番 吉田委員

何が大丈夫なんですか。

鴨下補佐

そういう体制がとれれば、カエリといつて銀色のものが国の方に数字が上がるような仕組みが作られれば問題ないということです。

川野辺次長

ちょっと補足させて頂きます。特に吉田委員がお聞きになりたかったのは、水揚げしたものについて、選り分ける作業をするかしないかということですね。現場では選り分けるということはしない、というふうになると思います。今、実態として水揚げされた混じり、シラスとカエリが混じっているようなものが水揚げされた場合には、通常は加工業者の方に引き取られて、加工業者の方が加工する際に選別されて、製品にされているということだと思うんですね。ただ、そこでTACの数量を加工業者に任せるということは通常は無いので、じゃ市場の段階でその比率をどのように決めて数量化するのかというところ、そこについては現場の実態に沿った形でこれから各漁協さんであったり市場さんと調整していくと、そのような作業になると思っています。

議長

よろしいでしょうか。

10番 岡田委員

はい、じゃあ。

議長

はい、岡田委員。

10番 岡田委員

水産庁としては、カエリは何センチとかいう規定はしてあるんですか。何センチ以下とか以上とか。

鴨下補佐

国は36ミリといっていますが、これも我々に全長なのか体長なのか示しておらず、目安でいっております。現場では色が変わっているかどうかでカエリかシラスか、それで選別してください。

10番 岡田委員

シラス獲ってて、36ミリのが混じるわけないよね。

鴨下補佐

大きさというよりは見た目で判断することになります。

10番 岡田委員

カエリ専門に獲る場合には36ミリになるかもしれないけれど、シラスの混獲ではありえないということ。そういうシラスは、買ってもらえない。

鴨下補佐

カエリが多いのは捨ててしまうと聞いています。

10番 岡田委員

今から1年、2年、3年と制度を運用していく訳なんだけど、今から3年間できめ細かいのをやっていかなきやならないからね。今ここで、大きさでシラスとカエリを分けることは、問題視される話では無いと思う。

7番 木村委員

シラスやってて、36ミリのシラスは、そういうのが混じったら値段ががたと下がっちゃうので、我々もイワシの反応、混じりの反応が出たところはなるべく（漁を）やらないから。魚探の性能がよくてシラスだけを狙っているから、そういう36ミリなんてのはほとんど獲らない。まあ季節によっては型の大きいのも来るかもしれないけれど、そういうのは獲っても値段がしないし。

2番 飛田会長代理

大体放流しちゃうからね。網が今チャック式になっているから、そういうのは放流しちゃう。で、下に残ったシラスはそのまま揚げる、だからほとんど、目合いで大きくなったものと分離してシラス獲っているから、カエリも少しは混じるかもしれないけれど大体放流だよね。

10番 岡田委員

シラスがいなくなつて、カエリを専門に獲る場合もあるよ。その時にはカエリになるけど、シラスで36ミリのシラス、カエリが混じっていることは無いと思います。

鴨下補佐

わかりました。

7番 木村委員

今シラスやってる漁業者はカエリ現状では狙つて獲ることはないから。久慈近辺では無いと思うよ、今はシラスが主だね。カエリ獲つても今値段が安いし、そしてシラスは今年あたりは値段がぐっと上がっているのに、カエリ獲つたって金にならないからね。ただ、混じりなんかは目の細かいやつでやっているからシラスと分離しちゃうから、少し混じつても全部放流しちゃうから、そこで。シラスだけしか獲らないから。そういう状況だから。

鴨下補佐

分かりました。できるだけ現場の負担にならないように、進めていきたいと思います。

議長

ほかにございますでしょうか。

(委員)

(特になし)

議長

よろしいですかね。今、委員の方々からいろいろ意見がございましたけど、不安をはらむ内容でありますので、調整対応方よろしく漁政課の方にはお願ひしたいと存じます。

議長

それでは次の報告事項に移りたいと思います。「(4)ヒラメの資源動向について」です。よろしくお願ひします。まず、報告の趣旨について事務局から説明願います。

細金副主査	<p>報告事項の「(4)ヒラメの資源動向について」でございますが、こちらにつきましては、来月、11月の委員会で海面利用協議会への諮問を予定しております「全長30cm未満のひらめの採捕禁止について」、それと「ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限について」に関する情報提供となります。また、報告事項の5につきましては、現在複数年で委員会指示を発動しております「保護区域設定によるはまぐりの採捕禁止」、それと「はまぐりの採捕数量の制限」、2つの委員会指示についての情報提供となります。</p> <p>では、試験場からよろしくお願ひします。</p>
多賀主任	(資料5により説明：プロジェクト一使用)
議長 13番 日向野委員	ただ今の説明に関しまして、御意見・御質問等あればお願いいたします。 よろしいですか。
議長	はい、日向野委員。
13番 日向野委員	<p>御説明ありがとうございました。</p> <p>最後の方で、ヒラメ稚魚の分布と調査の結果から、今年は少ないというお話しございましたけども、この辺の情報共有を海区の方々とやるような会議、これまでやられてきてると思うんですけど、そういったことで青森県から千葉県の方々が協議していたりとか、国をベースにした資源評価と現在の状況というもの擦り合わせみたいな、そういった機会というはあるんでしょうか。</p>
多賀主任	情報共有の場ということでいいますと、このヒラメの北部系群の資源評価をする資源評価会議というものがございます。その中で、水研の担当者からこういった資源評価の状況を御説明頂いたうえで、都道府県からいろいろ意見を言ったりとか、後はこのヒラメビームの調査についても情報共有をして、これを基に資源の加入量とかをどういうふうに考えるかというような議論がございます。
13番 日向野委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>漁獲量をベースにしたようなMSYとか資源評価、数値的な解析結果に頼るような傾向になってしまふと、本当の実態を見誤ってしまう、それもあるんですね。やはり、各県さんで調べられている情報は非常に貴重になりますので、その辺強く主張して頂いて共有ができるようにして頂ければと思います。</p>
議長	その件に関してなにかありますか。
多賀主任	今、せんかいの調査の御報告をしたんですけども、これとは別にいばらき丸というもう一つ大きい船がございまして、それで毎年夏と冬に面積密度法を使った底曳きの資源量調査というものをやっておりますので、これは漁業に基づ

	かない中立な調査船を基に、今の茨城県の海域にどれくらいの資源がいるか、というような調査をやっておりますので、そういった情報も活用してまいりたいと思います。
13番　日向野委員	ありがとうございます。
議長	よろしいですか。 ほかにございますでしょうか。
(委員)	(特になし)
議長	はい、では次に移ります。報告事項「(5)鹿島灘はまぐりの資源動向について」です。水産試験場から説明願います。
関根技師	(資料6により説明：プロジェクト一使用)
議長	はい、ありがとうございました。ただ今の説明に関しまして、御意見・御質問等ございましたらお願ひいたします。
13番　日向野委員	はい。
議長	はい、日向野委員。
13番　日向野委員	はまぐりの生息状況、資源状況について御説明いただきまして、ありがとうございます。資源量調査なんんですけど、この資源量調査の貝桁網の目の間隔は何センチなのでしょうか。
関根技師	今、御質問のありました調査で使用している貝桁の爪の間隔なんんですけど、爪の間隔は24ミリと設定しております。
13番　日向野委員	そうすると、殻長でいくと4センチ、45ミリくらい以上のものが捕れているということになりますね。
関根技師	概ねそのサイズが採れています。
13番　日向野委員	稚貝調査とその間の2歳くらい、2歳から3歳の間の貝の動態というのが気になるところなんですが、その辺別途、何か調査でつかんでいらっしゃるようなところありますか。
関根技師	そちらの2歳貝の殻の大きさなんですけれども、生息している海域が水深が浅いところが多いので、調査船でアプローチができず、なかなか実態として掴みきれてないというような現状です。

13番 日向野委員	大きくなって3歳を超えてきた頃から、資源調査で分かるようになってから把握しているという、そういう感じですね。
関根技師	はい、そうです。
13番 日向野委員	分かりました。その辺が掴めるようになると、今後も、特に密漁対策とか遊漁対策とか考えるのにかなり重要なのかなと思います。何とかその辺が把握できるように、ありがとうございました。
2番 飛田会長代理	じゃ。
議長	飛田代理。
2番 飛田会長代理	大洗のはまぐりは現在、大貫海岸のとこの40番ヘッドランドで捕られているんだけど、一回捕るとだいたい25から30カゴくらい、入るんですよ。それを、同じどこやつても同じくらいまた入るっていうことは、おそらく、結構量はあると思うんだよね。2艘くらいで南と北の方をやるんだけど、だいたい同じくらいの量が入る。3センチから4センチくらいの貝なんですよ、今現在ね。
7番 木村委員	そうするとやっぱり、平成26年あたりから自然発生がかなり多いのかな、ハマグリは。
議長	試験場、答えられますか。
関根技師	そうですね、自然発生については26年から、数年おきに発生しているという状況が続いております。
海老沢試験場長	お配りした資料の一番最後の裏面の左上のところですけど、毎年、浅いところをシャベルで掘りまして稚貝がいっぱいあるかどうかというのを調べているんですが、平成7年から平成23年ぐらいまでぜんぜん稚貝が無くて、発生はなかったんですけど、その後特に平成26年に稚貝がいっぱい発生して、そこから先は数年間隔でそれなりの量の稚貝が加入してくれています。最近ですと連続して、平成26年、令和2年で稚貝がいっぱい入ってくれて、資源はかなり上向き傾向という状況になっております。
7番 木村委員	すると稚貝が増えているということは、海水温の影響に左右されるの、その年々で、増えてる年は。
海老沢試験場長	ちょっとまだ一概に水温と加入との関係というのは解析できていないんですけど、特に茨城県で水温が上がったというのがちょうど平成26、7年くらいから上がってきているので、ちょっとその可能性はあるのかなと。ただ、必ずしも水温が高いときに稚貝の加入が多いかというとそうとも限らない面もある

	ので、その可能性もあるけどはつきり、ぴったり合っているわけじゃないという状況です。
7番 木村委員	はい。
2番 飛田会長代理	あと、砂にもよるよね。砂の粗いところにはいないからね。やっぱり細かいところ。
海老沢試験場長	稚貝の分布調査をしますと、粗い砂のところ、つまり浸食傾向で最初に細かい砂がなくなってくるんですけど、そういう浸食傾向のところに稚貝はもうほとんどありません。稚貝が多く見られるのは、堆積しているような、細かい砂がたくさんあるところなので、やはりその砂の粒径と稚貝が沈着して育ちやすいというのは関係ある、というふうに思っております。
議長	ほかにございますでしょうか。
(委員)	(特になし)
議長	よろしいですか。
13番 日向野委員	せつかくなので。ちょっと情報提供的なことなんんですけど。
議長	はい。
13番 日向野委員	私、いろんなところのアサリだのハマグリだの、話聞いたりすることがあります。日本の中でハマグリって2種類ございまして、内湾の千葉、東京湾とか、桑名とか、熊本のハマグリ、それから標準和名でいくとチョウセンハマグリという鹿島灘ハマグリといった外海性のハマグリの2種類あるんですけど、現在内湾のハマグリというのはそんなにたくさん捕れていないんです。何千トンも捕れていない状態で、三重県でも100トンから150トンくらい、有明海の方でも100トン程度しか捕れていないんです。チョウセンハマグリにつきましては茨城県と千葉県、千葉県で大分捕れてますので合計すると2,000トンくらいは捕れていると思うんですけど、国産のハマグリはそれだけなんです。ほとんど市場で流通しているのは中国とか北朝鮮で捕られたものが出来回っているシナハマグリ、これが1万トン2万トンと出ていますので、それとアサリの産地偽装の問題もありましたけど、一緒くたにされないように、国産の本当の地元のハマグリということで、大事に取り扱って頂けるようにすることは、非常に大事なことだと思っております。そういったことで、市場の評価というのも非常に高いものがありますので、そういった宣伝に努めて頂くことも大事なことだと思います。
議長	ありがとうございます。貴重な資源でもあります。茨城の大切な資源でございます。そのように扱いたいと思います。

	それ以外に何かございますでしょうか。
(委員)	(特になし)
議長	「その他」になります。事務局から何かございますか。
岡部事務局長	特にございません。
議長	そうしますと、本日の議題は「その他」を含めてすべて終了したことになります。議事以外でも結構でございます。委員の皆様方から何かございますでしょうか。
(委員)	(特になし)
議長	よろしいですかね。特にないようですので、事務局より次回の開催日程をお願いいたします。
岡部事務局長	次回の開催ですけど、来月11月15日、午後2時から開催です。場所はこちらのすいさん会館、5階大会議室を予定しています。 議題ですけれども、「全長30cm未満のひらめの採捕禁止について」等の海面利用協議会への諮問などを予定しております。 詳細は追って連絡いたしますので、よろしくお願ひします。
議長	また来月、委員会でございます。よろしくお願ひします。以上をもって第521回委員会を終了いたします。本日はどうもご苦労さまでございました。

閉会 午後3時59分

上記の記録の正確なことを認め署名する。

令和5年10月30日

議 長

議事錄署名人
